官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務四）　一
○電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令（同五）　二
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（同六）　三
〔その他告示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務三三）　三
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務三三）　元
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、押収物還付関係　六
会社その他　六
会社決算公告　六

省令

○総務省令第四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ニ、第三十四条第二項及び第三項第一号ロ、第三十八条の二第一項及び第二項並びに第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十七日

総務大臣　林　芳正